

職 職 一 1 6 4

平成30年8月10日

各府省事務次官等 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福—691）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年8月10日以降は、これによってください。

記

第22条の4関係第2項(3)中「修了し、」を「修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士若しくは公認心理師」に、「看護師又は」を「看護師若しくは」に改める。

以 上